

鳥栖市生活排水処理基本計画

(改訂版)

令和8年3月

佐賀県 鳥栖市

目 次

1. 鳥栖市の概要
2. 基本方針
 - (1) 生活排水処理の全体目標
 - (2) 処理区域の方針
 - (3) 施設整備の方針
 - (4) 目標年度と年次計画
3. 生活排水の排出状況
 - (1) 市内の排出状況
 - (2) 市内の処理施設
4. 処理計画の目標
 - (1) 生活排水の処理計画
 - (2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1 鳥栖市の概要

鳥栖市は佐賀県の東端に位置し、北西は九千部山を行政境として福岡県那珂川市、南東は福岡県小郡市と久留米市に隣接しており、その間には市街地となるなだらかな丘陵地帯と平坦な約700ヘクタールの水田地帯を有する、総面積71.72平方キロメートル、総人口74,143人（令和7年3月末時点）の市である。

地域一帯は脊振山系が冬の北風をさえぎる温暖な地域であり、市内を流れる大木川、沼川、秋光川などの河川はその全てが市南端を雄大に流れる筑後川に流下している。なお、筑後川には本市だけでも2ヶ所の水源地（上水道、工業用水）があり、さらに下流では多数の地方自治体や水道企業団が筑後川を水源地とした上水道整備を行っている。

本市は古くから鉄道の町として栄え、国道3号と国道34号の整備、及び九州自動車道、長崎自動車道、大分自動車道の開通に伴い九州有数の内陸工業都市として発展し、また、地理的にも九州各県を結ぶ陸路交通の中心地であるため物流拠点としての重要性を増している。

本市の生活排水は、平成元年度から供用開始された公共下水道により市街地とその周辺地域の約2,290ヘクタールで下水道が利用可能となっている。また、農業集落排水事業は施設の老朽化が進み大規模な改修工事が必要となったことから、経済的な持続可能性の確保、また効率的な維持管理を目的として公共下水道へ接続し、事業を移管した。加えて、老朽化が進み下水道の普及に伴い処理量が減少している衛生処理場し尿処理施設に代わる施設として、鳥栖市浄化センター内にし尿受入施設を建設し、し尿や浄化槽汚泥を受け入れ処理している。

河内町などの中山間地域では浄化槽による生活排水の処理が行われている。これにより市内の汚水排水は公共下水道施設、浄化槽のいずれかによる浄化を経て公共河川に排水されている。

本市は筑後川の中流域に位置しており、市内を流れる河川は全て筑後川に流下しているため、本市の生活排水処理の責任は重大なものとなっている。

2 基本方針

(1) 生活排水処理の全体目標

鳥栖市では下水道施設の整備が進んだ結果、鳥栖市浄化センターの処理水放流先である轟木川及び宝満川の水質は環境基準値を下回っていることから、河川の水質は保全されている。

ただし、本市令和6年度時点の生活排水処理人口は（公共下水道＋合併浄化槽利用者）69,529人（総人口比93.8%）となっていることから、残る4,614人（単独浄化槽＋汲み取り利用者）（総人口比6.2%）の人々に公共下水道又は合併処理浄化槽を利用するよう啓発を行い、生活排水の全量処理を行うことを目標とする。

(2) 処理区域の方針

生活排水対策の基本として、生活排水の一括処理が可能な地区を処理区域として定めることが重要である。公共下水道事業において既に計画が定められている地区については、その計画地区をもって処理区域とする。住宅分布の特性などから一括処理が難しい地区については、浄化槽による個別処理を行うこととする。以上の方針に基づく処理区域は次のとおりとなる。（資料1）

処理区域	処理施設	対象とする区域	施設の整備 予定年度	整備主体
公共下水道 処理区域	公共下水道 終末処理場	公共下水道 事業認可区域	昭和49年度～ 令和17年度	鳥栖市
浄化槽 処理区域	浄化槽	公共下水道事業認可区域 を除く区域	(個人設置のため未定)	個人 法人

(3) 施設整備の方針

公共下水道処理区域については、鳥栖市下水道条例に基づき整備を行う。

浄化槽処理区域については、各家庭の経済状況などを勘案しつつ合併処理浄化槽への周知徹底に努める。

(4) 目標年度

目標年度は計画策定時より10年後の令和17年度とする。

なお、中間目標年度は設けないが、おおむね5年ごと又は諸条件に大きな変動があった場合において見直しを行うものとする。

3 生活排水の排出状況

(1) 市内の排出状況

本市において公共下水道、合併浄化槽の2方式により生活排水の適正処理が行われているのは、69,529人（総人口比93・8%）となっている。（令和6年度末）

処理区域ごとの傾向では、公共下水道処理区域は単独処理浄化槽0・8%、汲み取り5・4%となっており、このことから、下水道整備の進んだ市街化区域等の住宅地において下水道接続がなされていない汲み取りの家庭が残存していることがわかる。

次に、浄化槽処理区域では単独処理浄化槽4・7%、汲み取り5・3%となっていることから、単独処理浄化槽及び汲み取りから合併処理浄化槽への移行が残存していることがわかる。

処 理 区 域		R4	R5	R6	各区域内 割合
公共下水道 処理区域	公共下水道終末処理場 処理人口	68,541 人	68,517 人	68,776 人	93.0%
	合併処理浄化槽 処理人口	612 人	606 人	600 人	0.8%
	単独処理浄化槽 処理人口	585 人	585 人	585 人	0.8%
	汲み取り 処理人口	4,311 人	4,184 人	4,012 人	5.4%
浄化槽 処理区域	合併処理浄化槽 処理人口	150 人	150 人	153 人	90.0%
	単独処理浄化槽 処理人口	8 人	8 人	8 人	4.7%
	汲み取り 処理人口	22 人	21 人	9 人	5.3%
生活排水処理人口（公共下水道終末処理場＋合併処理浄化槽）		69,303 人	69,273 人	69,529 人	—
総 人 口		74,229 人	74,071 人	74,143 人	—

(2) 市内の処理施設

市内の処理施設の種類の、それぞれが対象とする生活排水の種類は次のとおりである。

処理施設の種類	処理対象となる生活排水の種類	整備主体
公共下水道終末処理場	し尿、生活雑排水	鳥栖市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人、法人
単独処理浄化槽	し尿	個人、法人
し尿受入施設 (汲み取り搬送先)	し尿 浄化槽汚泥	鳥栖市

4 処理計画の目標

(1) 生活排水の処理計画

目標年度において生活排水処理率を96.0%まで向上させることを目標とし、汲み取りの人口を公共下水道事業に取り込むため周知徹底に努める。

(ア) 処理の目標

	参考値 (H26)	策定時 (R6)	目標年度 (R17)
生活排水処理率 (b)÷(a)	91.4%	93.8%	96.0%

(イ) 処理形態別の内訳

	参考値 (H26)	策定時 (R6)	目標年度 (R17)
行政区域内人口 (a)	71,813 人	74,143 人	80,000 人
計画処理区域内人口	71,813 人	74,143 人	80,000 人
水洗化・生活雑排水処理人口 (b)	65,666 人	69,529 人	76,800 人
公共下水道	(63,171 人)	(68,776 人)	(76,400 人)
農業集落排水施設	(1,265 人)	(0 人)	(0 人)
合併処理浄化槽	(1,230 人)	(753 人)	(400 人)
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	714 人	593 人	500 人
非水洗化・生活雑排水未処理人口 (汲み取り)	5,433 人	4,021 人	2,700 人
計画処理区域外人口	0 人	0 人	0 人

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

令和6年度現在、市内のし尿及び浄化槽汚泥は許可業者が収集し、鳥栖市浄化センター内し尿受入施設へ運搬している。

このし尿受入施設は令和3年に受入能力 20 m³/日の施設として竣工し、し尿及び浄化槽汚泥を公共下水道処理施設へ送り処理している。

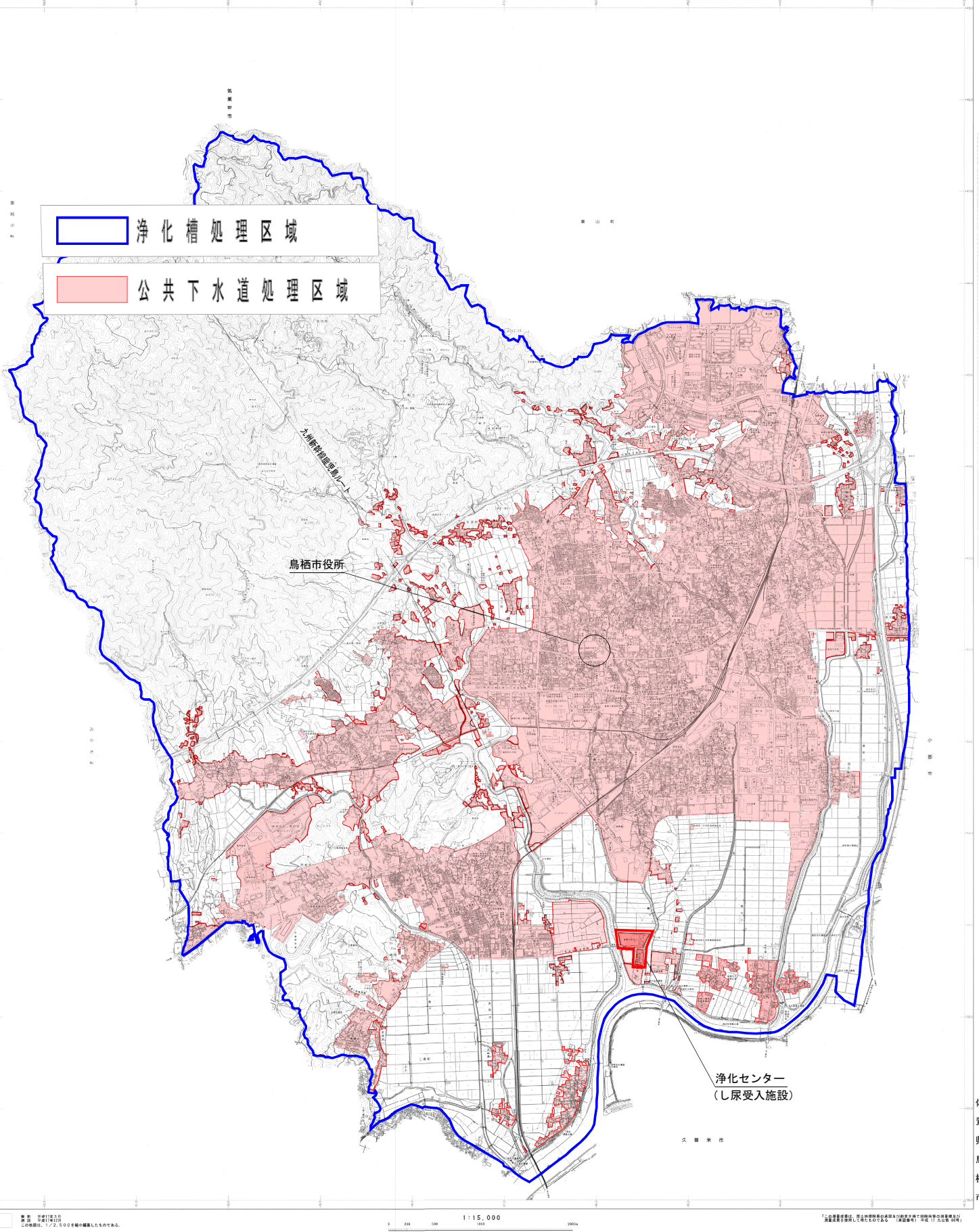
m³/年

	参考値 (H26)	策定時 (R6)	目標年度 (R17)
し尿 収集量	4,378	2,564	1,400
浄化槽汚泥 収集量	2,896	1,591	1,000
合 計	7,274	4,155	2,400

鳥栖市生活排水処理区域図

資料 1

平成十七年十二月作成



明日航洋株式会社調製